

令和7年1月から「オンライン事業所年金情報サービス」は より多くの方が利用できるようになりました！

オンライン事業所年金情報サービスとは？

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。

【受け取り可能な主な情報】

名称	内容
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額をお知らせするものです。
被保険者データ	届書作成プログラムで届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。 ※届書作成プログラムは日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェアです。
決定通知書	提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知するものです。

オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット



連絡不要で、定期的に受け取りが可能

1度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書を受け取れます。これまでのように情報が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はありません。



紙よりも早く受け取り・確認が可能

例えば、保険料額情報は、郵送よりも1週間程度早く受け取り・確認することができます。



いつでもどこでも確認が可能

24時間365日オンラインで確認できます。
また、担当者間での情報共有が容易になります。



簡単に電子申請が可能

被保険者データを届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。

令和7年1月から電子証明書をお持ちの方や社会保険労務士の方も利用可能に！

○事業主の方向け

これまではGビズIDをお持ちの方のみサービスの利用が可能でしたが、電子証明書をお持ちの方もサービスの利用が可能になりました。

○社会保険労務士の方向け

社会保険労務士の方も被保険者データの受け取りが可能になりました。委託関係の確認のため提出代行証明書を添付し、データが必要な都度申し込みを行ってください。

オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法

STEP 1 「GビズID」または「電子証明書」を用意します。

<GビズID>
GビズIDは無料で取得できます。
詳しくはGビズIDのホームページを
ご確認ください。



GビズID

https://gbiz-id.go.jp

検索

<電子証明書>
利用可能な電子証明書は
日本年金機構ホームページを
ご確認ください。

STEP 2 e-Govへログインのうえ、マイページから「電子送達申込み」を選択します。



利用可能な
アカウントで
ログイン

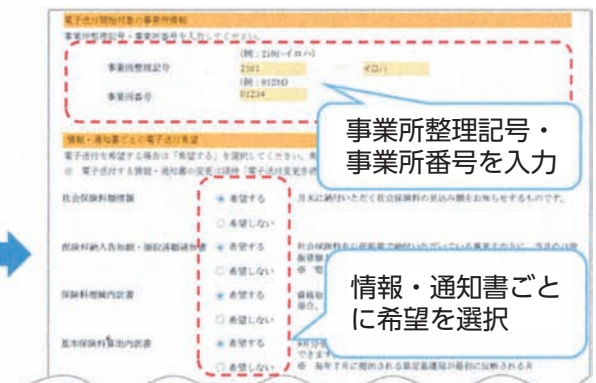


e-Govマイページから
「電子送達申込み」を選択

STEP 3 電子送付開始手続きの「申込み入力へ」を選択のうえ、必要な情報を入力し、提出します。



電子送付開始手続きの
「申込み入力へ」を選択



事業所整理記号・
事業所番号を入力

情報・通知書ごと
に希望を選択

GビズID以外のアカウントで
ログインした場合は提出時に
電子証明書を添付

ご利用方法等の詳細な情報は日本年金機構
ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/online_jigyousho.html

- 電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でもうけたまわります。
ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください
※ 050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください
〈受付時間〉月～金曜日：8：30～19：00／第2土曜日：9：30～16：00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。
- 管轄の年金事務所でもお問い合わせをうけたまわります。

令和7年度 協会けんぽの健診のご案内

協会けんぽでは、年度内お一人様1回に限り、健診費用の一部を補助しています。健診で自身の健康状態を確認したら、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をお願いいたします！

生活習慣病予防健診

35歳～74歳の
被保険者の方

おすすめポイント①

メタボリックシンドロームとともに
5大がん（肺・胃・大腸・子宮・乳房）までカバー
しています！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

おすすめポイント②

健診費用の約7割を協会けんぽが補助
します！

自己負担額最高
5,282円

+

協会補助額最高
13,583円

||

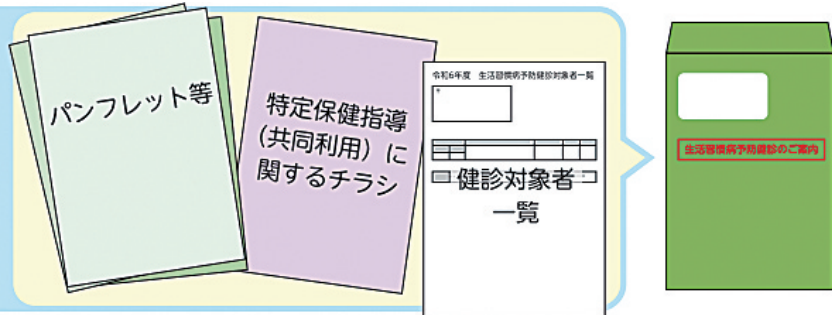
費用総額最高
18,865円

健診の種類	検査の内容	自己負担額
一般健診	●問診 ●診察等 ●身体計測 ●血圧測定 ●尿検査 ●血液検査 ●心電図検査 ●胃部エックス線検査 ●胸部エックス線検査 ●便潜血反応検査	最高5,282円
	●眼底検査 ※医師が必要と判断した場合のみ	最高79円

健診のご案内を
お送りします

送付時期
令和7年3月中旬

送付先
事業所様へ送付



特定健診

40歳～74歳の
被扶養者の方

健診費用の多くを
協会けんぽが補助！

基本的な健診のみ受診した場合

例
健診費用 7,830円 → 自己負担額 **680円**

※自己負担額は、
健診機関により異なります。

全道約1,500の健診機関
から選べます！

健診機関の検索には健診機関マップ
が便利です。

健診機関マップはこちら→

協会けんぽ北海道 健診機関マップ

交通の便が良い会場
でも受診できます！

協会けんぽ主催の「無料特定健診」
なら自己負担無料で受診できます。

- ✓道内各地で開催します！
- ✓無料特典オプションも！



- ・受診券
- ・健診のご案内

令和7年4月上旬
被保険者様のご住所に送付

日程・会場等については6月以降に送付する
案内チラシをご確認ください。



令和7年度 北海道支部保険料率のお知らせ

健康保険・介護保険料率が令和7年3月分（4月納付分）から変更となります。

健康保険料率は都道府県支部ごとに設定されており、年齢構成や所得水準の差等を調整したうえで、その都道府県支部の加入者1人当たりの医療費に基づいて算出されます。

健康保険料率（北海道支部）

10.21% ▶ 10.31%

令和7年2月（3月納付分）まで

令和7年3月（4月納付分）から

介護保険料率（全国一律）

1.60% ▶ 1.59%

令和7年2月（3月納付分）まで

令和7年3月（4月納付分）から

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

健康保険料率10.31%のうち、6.93%分は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.38%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

加入者・事業主の皆様をお願いしたい取組

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診・特定保健指導を受けていただくこと
- ジェネリック医薬品の使用をはじめとする上手な医療のかかり方を実践いただくこと
- 事業所を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと（健康事業所宣言）

資格取得時のマイナンバーの記載について

4月は就職等に伴う健康保険の届出が多くなる時期です。

資格取得届・被扶養者異動届を提出する際は、マイナンバーを記載して、就職後5日以内に日本年金機構にご提出ください。新規採用者等のマイナンバーの収集を委託している場合でも、5日以内に提出されるよう、委託業者への業務（契約）の見直しをお願いします。

Q

&

A

Question

資格取得届等にマイナンバーを記載した場合、マイナ保険証が使えるようになるまでどれくらいかかりますか？

Answer

日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになります。

マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使えるようになるまでに時間を要することがあります。

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



労働保険Q&A

雇用保険被保険者番号が2つある?! その理由と手続きを解説

Q 新入社員に雇用保険被保険者証の提出を求めたところ、番号の異なる被保険者証が2枚提出されました。被保険者番号が2つある理由がわかりません。どの番号で資格取得の手続きを行えばいいのでしょうか。

A 雇用保険の被保険者番号は、労働者一人につき一つが原則です。しかし、転職時に被保険者証の提出を求められなかった、被保険者証を紛失したまま再就職した、何らかの事情により職歴を隠して転職したなど様々な理由により、被保険者資格取得届が「新規」扱いで処理され、被保険者証の二重交付が生じたと考えられます。労働者から番号が異なる2つの被保険者証が提出された場合は、いずれかの番号で資格取得手続きを進めることになりますが、留意点があります。

特定社会保険労務士 背戸美樹 (せと みき)

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff (あぞふ) 社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



■手続きのポイント

【雇用保険被保険者資格取得届の手続き】

入社予定の労働者が失業等給付を受けている場合は、その給付手続きを行った被保険者番号で資格取得手続きを行うことになります。失業等給付を受けていない場合は、当該労働者が保有するいずれかの被保険者番号で資格取得手続きを進めます。

【雇用保険被保険者番号の統合手続き】

被保険者資格取得届手続きが終わったら、2つの被保険者番号を統合する手続きを行います。具体的には、「雇用保険被保険者資格取得・喪失等届訂正・取消願」を作成し、ハローワークへ提出することになりますが、ハローワークで労働者本人への聴取を求められるケースがあります。被保険者証の二重交付が発覚した場合は、手続きの詳細や留意点の確認、そして労働者へのヒアリングの可否などを管轄のハローワークに予め照会することが大切です。

■被保険者証の二重交付で労働者が不利益を被ることがある

雇用保険は、「生計を維持するに必要な主たる賃金を受け雇用関係にある会社でのみ適用を受ける」とされているので「一人に被保険者番号は一つ」が前提です。これに反して、被保険者番号を2つ持つということは、ハローワークでは、番号ごとに別人とみなし、被保険者期間を通算しないこととなります。その結果、失業等給付の給付日数が短くなる、雇用継続給付の受給要件を満たしているはずなのに受給対象外とされるなど労働者が不利益を被る恐れがあります。

雇用保険被保険者資格の取得手続きをするにあたり、資格取得届の取得区分の「新規」と「再取得」の違いを正確に理解する必要があります。「新規」は、過去に雇用保険の被保険者になったことがない場合に指定することができます。それ以外は「再取得」で処理されるべきなのですが、誤って「新規」で届出してしまうと、例え過去に被保険者期間があったとしても、別人として登録されてしまい、被保険者証が二重に交付される結果を生んでしまいます。

労働者を採用し、雇用保険を適用するときは、被保険者証を提出させることが原則ですが、紛失しているなどの事情により提出できない場合は、労働者に職歴の聞き取りを行い、雇用保険の被保険者期間の有無を丁寧に確認しましょう。なお、マイナポータルでの雇用保険加入記録照会機能や「ねんきんネット」による年金記録照会機能などを活用して、過去に雇用保険の適用を受けたかどうか、もしくはその可能性のある事業所の有無を労働者本人に確認させることも可能です。

セーフティネットとしての雇用保険が適正に機能するよう、雇用保険被保険者資格取得届は、正しい取得区分でハローワークへ提出するよう努めましょう。

参照条文・参照資料

雇用保険の手引き_被保険者の諸手続き

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000991467.pdf>

雇用保険の手続きはきちんとおこなわれていますか? ~被保険者記録に誤りがないことを確認するために~

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyoutaiteikyoku/jigyounushi02_3.pdf

Q&A~事業主の皆様へ~

Q6 複数の会社で働いている者の雇用保険の加入はどうすればよいのでしょうか。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140565.html>

失業等給付

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001280393.pdf>

マイナポータルであなたの雇用保険の加入記録などを確認することができます!

<https://www.mhlw.go.jp/content/000607627.pdf>

ねんきんネット

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

働く人の

ライフ&マネープラン

高額療養費制度の改定と医療費負担

医療費が高額なった場合には、一定の上限額を超えた分が払い戻される高額療養費制度があるため、負担が軽減される仕組みになっています。高齢化や医療費の増加、賃金・物価の上昇など昨今の経済環境に対応するために、今年8月から段階的に高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げが実施されることで医療費負担が増えることとなります。

※本文は2025年度予算案の内容をもとに作成しています

ファイナンシャルプランナー
須藤臣 (すどう とみ)



銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを買いたい!」(朝日新聞出版)、「Onlyoneの家づくり」(北海道新聞社)、「生命保険見直しガイド」(日本実業出版) など著書・監修が多数

健康保険の高額療養費制度

病気やケガで医療機関にかかって1カ月の保険適用の自己負担額(主に3割負担分)が高額になった場合には「高額療養費」として払い戻される仕組みになっています。この高額療養費制度では年齢や所得区分による自己負担上限が設けられており、所得が低いほど医療費負担が少なくなる仕組みになっています。

なお、医療費が高額になるような場合には、加入し

ている健康保険から事前に「限度額適用認定申請書」を取得しておくか、マイナ保険証では医療機関の読取り機で「限度額情報の表示」に同意することで立て替え払いが不要になります。高額療養費制度は、国民健康保険、被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、公務員の共済組合など)、75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度、これらすべてに設けられています。

段階的な見直し

今年8月から始まる見込みの高額療養費の自己負担限度額の見直しは3回に分けて行われます。70歳未満の所得区分は現行では5段階に分けられています。今年8月から1年間についてはこの所得区分はそのまま高額療養費での自己負担限度額の引き上げが始まります。

2026年8月から所得区分を13段階に細分化した上で自己負担限度額が引き上げられ、2027年8月からも再度の引き上げとなります。ただし所得区分細分化後の自己負担限度額の引き上げは全所得区分には及びません。所得が低い人への配慮がなされています。

どのくらいの負担増になるのか

例えば、胃がんで入院・手術して健康保険対象の3割負担分の医療費30万円支払った場合の自己負担限度額を試算してみます(図表を参照)。所得区分一般の㉔に該当する人の現行での自己負担限度額は87,430円です(30万円との差額212,570円が高額療養費)。今年8月からの自己負担限度額は7,830円アップになり、2026年8月以降の所得区分㉗㉘に該当する人はさらに負担増になりますが、㉙に該当の人は変化なしとなります。㉚の低所得者については現行からわずか900円

アップで済みます。

一方、㉗の高所得者については、所得区分細分化後は高額療養費の対象にならないケースも出てきます。所得が高い人ほど高額療養費の自己負担限度額の引き上げ率が高くなる仕組みですが、段階的な改定により急激な負担増にはなりません。

今回の改正案は高額療養費の対象になる際の医療費負担についてですから、高額ではない医療費負担については影響ありません。

健康保険対象の医療費(3割負担分)30万円のケース

70歳未満、所得区分別「高額療養費制度」による1カ月の自己負担限度額※多数回該当は除く

	現行の所得区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額		2026年8月～ 所得区分 (標準報酬月額)	2026年8月以降の自己負担限度額	
		現行	2025年8月～ 2026年7月		2026年8月～ 2027年7月	2027年8月～
上位 所得者	㉗83万円以上	254,180円	290,720円	①127万円以上	300,000円	300,000円
				②103～121万円	300,000円	300,000円
				③83～98万円	290,720円	290,720円
	㉘53～79万円	171,820円	192,120円	④71～79万円	222,860円	253,890円
				⑤62～68万円	207,490円	223,150円
一般	㉙28～50万円	87,430円	95,260円	⑥53～59万円	192,120円	192,120円
				⑦44～50万円	119,620円	143,980円
	㉚26万円以下	57,600円	60,600円	⑧36～41万円	107,440円	119,620円
				⑨28～34万円	95,260円	95,260円
				⑩20～26万円	69,900円	79,200円
				⑪16～19万円	65,100円	69,900円
				⑫15万円以下	60,600円	60,600円
低所得者	㉛住民税非課税	35,400円	36,300円	⑬住民税非課税	36,300円	36,300円